

CLOSE UP 県政 CLOSE UP

小学1・2年生と同様、中学1年生にも 少人数学級の導入を進めています

幼稚園・保育所などから小学校の生活へ円滑に移行できるよう、小学校1・2年生で1クラスの上限を国の基準（40人）以下とする35人学級を県独自で導入しています。



一方、小学校から中学校へ進学した直後にも、環境の変化や成長過程における心身の変化などが原因で不登校となる生徒が増加するなど、「中1ギャップ」と呼ばれる状況が見られます。そこで、教員が生徒と向き合う時間を確保し、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うことで小学校から中学校へも円滑に移行できるよう、4月から中学校1年生においても35人学級の導入を進めています。

問 教職員課 ☎058(272)8740

障がいのある子どもへの 教育の充実に取り組んでいます

県教育委員会では、「子どもかがやきプラン」に基づき、障がいのある子どもたちが地域で育ち、学べるよう、特別支援学校を地域ごとに整備しており、4月には可茂地域に特別支援学校を開校します。



可茂特別支援学校(美濃加茂市)

特別支援学校は、地域の特別支援教育の中心として、各学校へ職員を派遣して個別の相談に応じたり、定期的に相談会、研修会などを実施したりするなど様々な支援を行っています。また、企業に就業体験や校内での技術指導などで協力いただく「働きたい！応援団 ぎふ」登録制度を創設し、学校と企業とが一体となった生徒の就労支援に取り組んでいます。

問 特別支援教育課 058(272)8751

相談 学校生活や家庭に関する 様々な相談にお答えします

教育相談ほほえみダイヤル ☎0120(745)070 ※携帯電話からはご利用になれません。	不登校や学習、進路など教育全般の相談 ▶月～金 8:30～17:15
いじめ相談24 ☎0120(740)070	いじめについての相談 ▶24時間対応
障がい児電話相談 かがやきダイヤル ☎0120(743)070 ※携帯電話からはご利用になれません。	就学や学習、生活に関する相談 ▶月・水・金(祝日を除く) 3月まで /12:00～13:00 15:00～17:00 4月から /12:00～14:00
青少年SOSセンター ☎0120(247)505 mail:sos505@fancy.ocn.ne.jp	不登校、非行などに関する相談 ▶24時間対応
子ども家庭110番 ☎0120(761)152 ☎058(276)4152	家庭の悩みに関する相談 ▶月～金 8:45～21:00 土 8:45～17:00

応援 学生生活を応援する 各種貸付制度をご利用ください

岐阜県奨学金事業 ※すべて貸付金(卒業後に返還が必要)

岐阜県選奨生奨学金	高等学校等、高等専門学校、大学(所得要件と成績要件があります)
岐阜県高等学校奨学金	高等学校、高等専門学校(所得要件があります)
岐阜県子育て支援奨学金	高等学校等、高等専門学校(第3子以降の方が対象です)

4月～5月中旬に学校を通じて実施
▶問/[公立高等学校、高等専門学校、大学]
教育財務課 ☎058(272)1111(内線3559)
[私立高等学校等] 人づくり文化課 ☎058(272)8240

岐阜県医学生修学資金
※大学卒業後、知事の指定する医療機関で一定期間従事した場合、返還を免除

第一種修学資金	岐阜大学医学部医学科地域枠入学者
第二種修学資金	岐阜大学医学部医学科在学学生(地域枠入学者を除く)または県内出身者で、岐阜大学以外の大学の医学を履修する課程に在籍している者

募集期間は4・5月を予定 ▶問/医療整備課 ☎058(272)8269

おしらせ ひきこもりグループミーティング
ひきこもりがちな若者が他者と触れ合い悩みを話し合ったり、家族が共に学び悩みを話し合ったりするグループミーティング(つどい)を開催します。 ※要申込・無料
▶とき/[本人のつどい] 4月～平成24年3月の各第3水曜 13:30～15:30
[家族のつどい]
4月～9月の各第4水曜 13:30～15:30
▶ところ/精神保健福祉センター
岐阜市下奈良2-2-1 福祉農業会館内
▶定員/各10人程度(事前面接有)
▶申込先・問/精神保健福祉センター
☎058(273)1111(内線2253)

おしらせ 障がいのある方に対する
自動車税の減免
▶条件/自動車検査証に記載されている所有者が障がい者本人であること。ただし、障がい者が18歳未満の場合は生計を一にする方。 ※障がいの程度など一定の要件があります。
▶申請受付/
3月1日(火)～5月31日(火)
▶申請窓口/
各県税事務所または自動車税事務所
※臨時窓口を可茂・郡上・恵那・下呂の各総合庁舎で開設します。日時についてはお問い合わせください。

▶問/自動車税事務所 ☎058(279)3781
飛騨県税事務所自動車税出張所
☎0577(36)1400

おしらせ 肝炎治療受給者証の更新
核酸アナログ製剤治療
受給者証をお持ちの方で主治医が継続治療を必要と認めた場合、受給者証を更新できます。更新しないと、助成を受けられなくなりますので、有効期間が満了する日までに、必要書類を添えてお住まいの地域の保健所へ申請してください。
▶問/保健医療課 ☎058(272)8270